

年次休暇の時間単位での取得について ～国・他都市との「均衡の原則」に照らして～

23年12月
学労川崎

- 川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則6条13項「一の休暇年度において、受けることができる1時間単位の年次休暇は、5日を超えない範囲内とする。ただし、人事委員会が別に定める場合を除く。」
- 但書により教育職・学校栄養職は無制限に取得可能。他の職員は5日まで。
- 地方公務員法24条4項「職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。」＝「均衡の原則」

国・政令市における 一般行政職員に係る時間年休の上限設定状況

学労川崎調べによる

国	札幌	仙台	さい たま	千葉	横浜	相模原	新潟	静岡	浜松
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡	熊本
なし	15日	なし※	なし	なし※	なし	なし	5日	10日	なし

※大阪＝年5日は1日単位で取得 ※神戸＝年5日は1日または半日単位で取得

一般行政職員の時間年休に関する法律関係

- 国ならびに16市は上限なし
- 京都・福岡は上限はあるが取得可能日数は多い
- 川崎と同水準の上限は北九州のみ

均衡の原則は
法の要請

上限に
法的根拠なし

- 時間年休を5日以内と限定する労働基準法39条4項は地方公務員法58条4項により読み替えられ、「特に必要があると認められるとき」時間を単位として年次有給休暇を与えることができることとされている。
- 地方公務員について法律上、時間年休の日数に上限はない。

年次休暇の時間単位での取得をめぐる学労川崎要求

年次有給休暇の時間取得の制限をなくすこと。

(2023年8月21日提出「2024年度に向けた定員・予算並びに諸権利に関する要求書」6-ア)

➤ 国・他都市との「均衡の原則」に照らせば、見直しは当然。

➤ 上限設定に法的根拠はなく、

むしろ撤廃しないことの方が地方公務員法の規定に反する。

➤ 取得の自由度が増すことは職員にとって利益であり、

年休取得促進・ワークライフバランス推進に資する。

なお、時間取得強制の懸念には東京都休暇規則が参考になる。東京都職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則11条2項抜粋＝「職員が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、任命権者は、半日または一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならず、また、職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、任命権者は、一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならない」